

山梨県障害者施策推進協議会委員公募要領

1 目的

障害者に関する施策の推進について、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者の幅広い意見を反映するため、山梨県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の委員の一部を公募する。

2 応募条件・資格

次に掲げる条件等を全て満たしている者とする。

- (1) 『やまなし障害児・障害者プラン2021』等の障害保健福祉施策全般について幅広い知識と経験を有する者で、平日に開催される会議に出席できるもの。
- (2) 山梨県内に在住し、令和4年11月1日現在で満20歳以上であること。
- (3) 令和4年11月1日現在、山梨県の附属機関等の委員となっていないこと。
- (4) 議員（国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員）又は常勤の国家公務員若しくは地方公務員でないこと。

3 応募方法

郵送、電子メール、持参のいずれかの方法により、次の書類を「応募先」に提出すること。

- (1) 別紙「山梨県障害者施策推進協議会委員 応募申込書」
- (2) 小論文「障害者が地域生活を送るための支援について」（800字程度）

4 募集期間等

- (1) 令和4年9月8日（木曜日）から令和4年10月5日（水曜日）まで（必着）
- (2) 周知の方法
 - ア 県ホームページへの掲載
 - イ 各障害者団体へのチラシの配布

5 募集人数

次に該当する者 5名以内

- (1) 障害者
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（その保護者を含む。）
- (2) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

6 選考方法及び結果の発表

提出された応募申込書及び小論文を、山梨県障害者施策推進協議会公募委員選考委員会で審査し、選考結果を文書にて応募者全員に通知する。

7 その他

(1) 協議会開催予定回数

年1～3回程度

(2) 委員任期

令和4年11月1日～令和6年10月31日（2年間）

(3) 委員報酬及び費用弁償

協議会に出席した場合、「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により支払う。

(4) 留意事項

ア 協議会の委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと。

イ 協議会の委員の地位を営利、政治又は宗教上の目的に利用してはならないこと。

ウ 協議会において知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

8 応募先・連絡先

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県福祉保健部障害福祉課企画推進担当 馬場

電話 055-223-1460

ファクス 055-223-1464

電子メール shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

別紙

山梨県障害者施策推進協議会委員 応募申込書

	申込年月日	令和	年	月	日
(ふりがな) 氏名	(男・女)				
生年月日	昭和・平成	年	月	日	(満歳)
応募種別 (該当する区分に○)	<input type="checkbox"/> 障害者(保護者) <input type="checkbox"/> 障害者の福祉に関する事業に従事する者				
住所等 (連絡先)	〒 — 電話 () — ファクス () — メールアドレス: (お持ちの方)				
勤務先等			勤続年数	年	
	〒 — 電話 () — ファクス () —				
自己PR これまでの 障害当事者 活動又は障 害者の福祉 に関する事 業の従事内 容など					

- (注) ・ 小論文を添付してください。
(「障害者が地域生活を送るための支援について」800字程度、氏名記入、様式自由、パソコン可)
・ 提出された書類(応募申込書、小論文)は返却しません。